

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第十二条関係）

改正案	現行
附則 （株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例） 第三十五条の二 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第三項に規定する株式等（以下本項及び次項並びに附則第三十五条の二の三第一項及び第二項において「株式等」という。）の譲渡（証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下本項、次項及び第六項、次条第一項及び第二項並びに附則第三十五条の二の六第二項において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第三項及び第四項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）については、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下本項、次項及び第六項並びに次条第一項及び第二項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に	附則 （株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例） 第三十五条の二 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第三項に規定する株式等（以下本項及び次項並びに附則第三十五条の二の三第一項及び第二項において「株式等」という。）の譲渡（証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下本項、次項及び第六項、次条第一項及び第二項並びに附則第三十五条の二の六第二項において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第三項及び第四項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）については、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下本項、次項及び第六項並びに次条第一項及び第二項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に

対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第九項第三号の規定により適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、株式等の譲渡が証券取引法第二条第十[六]項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式（租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する上場等の日（以下本項において「上場等の日」という。）において同条第二項に規定する所有期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。）であるときは、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の二分の一に相当する金額とする。

3 10 （略）

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第三十五条の三 （略）

2 7 （略）

対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第九項第三号の規定により適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、株式等の譲渡が証券取引法第二条第十[四]項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式（租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する上場等の日（以下本項において「上場等の日」という。）において同条第二項に規定する所有期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。）であるときは、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の二分の一に相当する金額とする。

3 10 （略）

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第三十五条の三 （略）

2 7 （略）

8 特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日まで
の間に払込みにより取得をした道府県民税の所得割の納税義務者が
、当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株
式会社を含む。）が発行した株式に係る租税特別措置法第三十七条
の十第二項に規定する上場等の日（以下本項において「上場等の日
」という。）以後に当該払込みにより取得をした特定株式（その上
場等の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き
続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるもの
に限る。）の譲渡（その上場等の日以後一年以内に行われる譲渡（
証券取引法第二十条第二項に規定する有価証券先物取引の方法によ
り行うものを除く。）で租税特別措置法第三十七条の十第二項に規
定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対する
ものに限る。以下本項において同じ。）をした場合における附則第
三十五条の二第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項
に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡
による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるとこ
ろにより計算した金額（第十一項において「特定株式に係る譲渡所
得等の金額」という。）の二分の一に相当する金額とする。

9
～
12
（略）

8 特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日まで
の間に払込みにより取得をした道府県民税の所得割の納税義務者が
、当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株
式会社を含む。）が発行した株式に係る租税特別措置法第三十七条
の十第二項に規定する上場等の日（以下本項において「上場等の日
」という。）以後に当該払込みにより取得をした特定株式（その上
場等の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き
続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるもの
に限る。）の譲渡（その上場等の日以後一年以内に行われる譲渡（
証券取引法第二十条第二項に規定する有価証券先物取引の方法によ
り行うものを除く。）で租税特別措置法第三十七条の十第二項に規
定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対する
ものに限る。以下本項において同じ。）をした場合における附則第
三十五条の二第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項
に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡
による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるとこ
ろにより計算した金額（第十一項において「特定株式に係る譲渡所
得等の金額」という。）の二分の一に相当する金額とする。

9
～
12
（略）